

住民投票の結果をお知らせします

庁舎整備は、私たちの高島市が将来に向かって、持続的で一体的なまちづくりを進める上での重要な課題です。

この庁舎整備に関する重要な政策判断について、市民の皆さまのご意思をお聞かせいただくため、4月12日に「高島市庁舎整備に関する住民投票」を行いました。

多くの市民の皆さまにご参加をいただいた投票の結果、第1号案「現 新旭庁舎の改修および増築に賛成」が有効投票数の3分の2を超えました。

高島市庁舎整備に関する住民投票 開票結果

第1号案	現 新旭庁舎の改修および増築に賛成	1万8,565票
第2号案	今津町今津への新築移転に賛成	8,692票
当日前権者数		4万2,067人
投票者数		2万8,543人
投票率		67・85%
有効投票数		2万7,257票
無効投票数		1,275票

3月補正予算の概要

平成26年度3月補正予算が、3月議会で可決されました。今回の補正予算の概要は次のとおりです。



○歳入歳出補正予算

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	284億7,280万円	▲3億 300万円	281億6,980万円
特別会計	146億7,677万円	7,939万円	147億5,616万円
事業会計	76億 992万円	5,293万円	76億6,284万円
予算総計	507億5,948万円	▲1億7,068万円	505億8,880万円

※1万円未満を四捨五入しています。

○主な事業

緊急経済対策事業 (地域消費喚起等)	地方創生総合戦略推進事業
1億364万円	6,764万円
国の緊急経済対策として創設された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、市内の消費喚起に取り組みます。	地方創生総合戦略推進事業として次の事業に取り組みます。
●高島まるごとプレミアムカタログショッピング事業 5,000万円	●まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業 692万円
●プレミアムイカ発行事業 5,364万円	●びわ湖高島ブランド戦略推進事業 962万円
	●移住・定住コンシェルジュ事業 1,150万円
	●特産品国内販売戦略事業 960万円
	●特産品海外販売戦略事業 1,850万円
	●重要文化的景観を活かした観光振興事業 1,150万円

※これらの事業は、平成27年度に繰り越して実施します。

財政課 ☎(25) 8111

新消防指令センター運用開始



旧消防指令センター施設の老朽化に伴い、防衛省の補助を受けて最新式のものに更新しました。整備済みの消防デジタル無線とも連携し、3月11日から運用しています。

新しい消防指令センターは、119番の受信から災害活動後の記録まで、一連の流れを迅速、効率的に処理して、24時間休むことなく市民の安全・安心を守ります。

消防本部通信指令課 ☎(22) 1234

救急車を更新しました



車両の両側面上部前後には、LED作業灯を新しく装備。

北部消防署朽木分遣所に配置している救急車を、老朽化に伴い、過疎対策事業債を活用し更新しました。新しい救急車は、搭載している心電計やAED、担架などの機材も新しくなっており、3月17日から運用しています。

北部消防署朽木分遣所の職員は「資器材等が新しくなった分、一人でも多くの救命に役立っていきたい。」と話しています。

消防本部警防課 ☎(22) 5402

●市長コメント(4月12日・13日の記者会見等の概要)

今回の県議会議員選挙に係ります県内各投票区の投票率は、その多くで低下傾向が見られた中で、高島市選挙区の投票率が1ポイント余り向上したのは、有権者の皆さまの庁舎整備に関する住民投票への高い関心の表われでなかったかと思われま

まざまな議論やご苦勞をいただいで合併協定の調印に漕ぎつけていただいた経過は私も十分に理解しているところで、合併協定については、非常に重いものであることも認識しております。

その様な中で、今回の住民投票の結果は、有効投票数の3分の2を超える市民の皆さまが「現 新旭庁舎の改修および増築」を支持いただき庁舎整備についての民意が明らかに示されました。こうしたことから、できるだけ速やかに臨時議会の招集をお願いし、改めまして、これまで2度にわたり否決されてまいりました「高島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案」のご審議を

また、今回の投票では、無効投票が1,275票あり、その真意は定かではありませんが、「市や議会がしっかりと議論して決めるべきテーマではないか」とのご意見や、「庁舎整備の是非」そのものについてのご意見もあつたのではないかと受け止めております。

一方、今津町への新築移転につきましては約30%を超える皆さまが選択をされました。合併協定の中で

こうした意思を示された皆さまに對しましては、しっかりと責任をもって、今後さまざまな政策を通じて説明を申し上げ、ご理解をいただくように努めて参りたいと考えています。

ハコモノ改革

公共施設等総合管理計画 を策定



**次世代に
大きな負担を残さないために
公共施設の再配置を検討します！**



昭和40年代から50年代にかけて、経済成長や人口増加を背景に、日本中で公共施設が一堂につくられました。この状況は高島市においても同じで、これらの施設はあと10年もすると順次建て替えの時期を迎えます。また、これに合わせるように、高齢化と人口減少がますます進み、財政経営もより厳しいものとなります。

そのため、次の世代に継承可能な施設保有を目標に、市では本年3月にハコモノ施設の縮減目標等を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後は、この計画をもとに公共施設の再配置の取り組みをより具体化し計画的に推進していきます。

※この計画では、公共建築物（ハコモノ施設）とインフラ資産（道路や橋りょう等）を含めて、「公共施設等」と表記しています。
主に公共建築物の状況や保有の方針についてお知らせします。

**高島市の公共建築物
（ハコモノ施設）の数は？**

ハコモノ施設といわれる公共建築物は325施設（総延床面積363,900㎡）あり、その内訳は、学校施設が26.3%と最も多く、次いで市営住宅が15.3%、観光・レクリエーション施設が8.8%、スポーツ施設7.4%、集会施設6.2%となっており、この5分類で全体の約3分の2を占めています。

**人口一人当たりで見ると、
他市の約2倍の保有量！**

本市の公共建築物の延床面積を人口で割った「市民一人当たりの延床面積」は7.29㎡となっています。総務省の調査による全国自治体の人口一人当たりの延床面積の平均値は

3.22㎡であり、人口規模別による類似自治体と比較して極めて高い状況にあり、また、本市を除く県内他市の平均（3.69㎡）と比較しても約2倍となっている状況です。

- 全国自治体との比較
- 県内他市との比較

※下欄の表をご覧ください。

**このままいくと、
将来どうなる？**

公共建築物が古くなり、今後も同じ規模で建て替えを続けるとした場合、今後40年間で1,432億円、年平均では約35.6億円の費用が必要になります。これに対して最近5年間の投資費用（公共建築物の更新や整備などにかかる経費）の決算額は年平均で9.5億円となっており、将来コストの3割弱しかカバーできていない状況にあります。今後も今までと同様の改修や建て替えの方法を続けていくと市の財政が破たんするか、もしくは他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが避けられない状況です。



次世代に大きな負担を残さないために！

施設の機能を維持しつつ総量の抑制を図ることにより、本市の財政規模に見合った施設保有とし、財政健全化と市民サービスの向上に取り組みます。

- ◆ **基本方針**
 - ・ 次世代に継承可能な施設保有（保有量の縮減）
 - ・ 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）

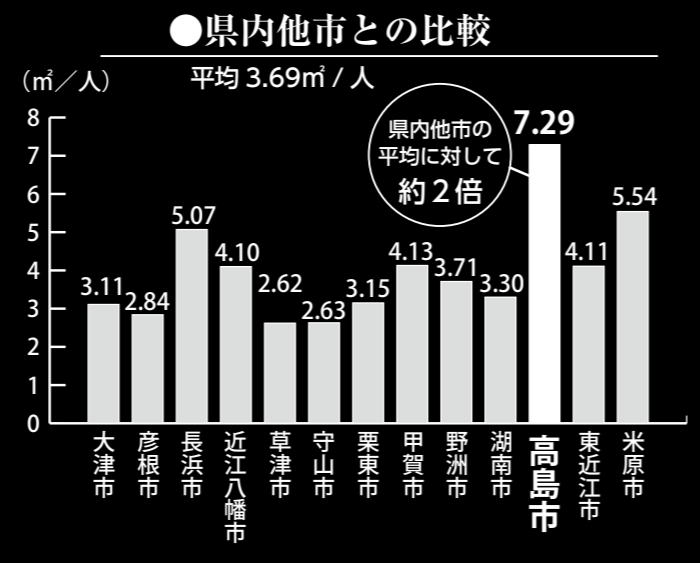
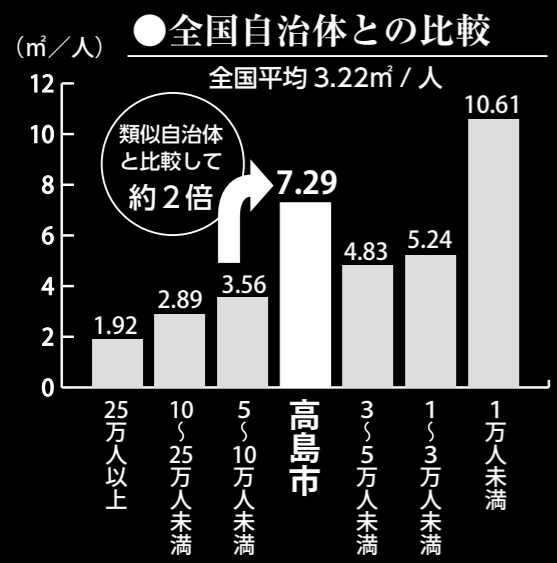
◆ 公共建築物のコスト削減目標

- ・ 施設保有量を今後30年間で50%削減（床面積ベース）し、将来コストを半減します。
- ・ さらなる行政経費の節減に努め、不足する財源を確保します。
- ・ 新規整備は原則として行わず、更新（建替え）を行う場合は複合施設とします。

◆ インフラ資産の管理目標

- ・ インフラ資産は、平常時における安心安全な市民生活や地域の経済活動を支える基盤であるため、既存の施設を最適に維持管理しライフサイクルコストの縮減に努めます。そのため、各資産の計画的・効率的な改修、更新を推進するために、長寿命化計画を策定します。

※「公共施設等総合管理計画」の本文は、市ホームページからご覧いただけます。



7月1日利用分から 公共施設の使用料を改定します

市では、「行財政改革推進計画」に基づき、公共施設使用料の見直しを行いました。
近年の施設の管理運営環境の変化を踏まえ、受益者負担の適正化と負担の公平性を確保する観点から、使用料の算定方法を統一した上で全面的な見直しを行ったものです。
皆様のご理解とご協力をお願いします。



算定方法を統一して、公共施設の使用料を見直し

市が提供するサービスは、市民の皆さんの税金や、その他の収入で賄われていますが、サービスの種類によっては、すべての市民の皆さんが対象でないものがあります。例えば、公民館などの施設使用は、利用する一部の人の行政サービスです。このようなサービスは、利用する人に費用の一部を

負担していただくことで、「利用する人」と「利用しない人」の負担の公平性が確保されます。この「利用する人」が負担する料金が「使用料」となりますが、今回、この料金について算定方法を統一して見直しを行いました。

見直しの基本的な考え方

- ◆ 負担の公平性の観点から、会議室や体育館、グラウンド等の市民無料化は廃止します。
- ◆ 使用料は、原則として施設の維持管理費用と利用者の負担割合をもとに算定しました。
- ◆ 改定率の上限は、原則として現行使用料の1.5倍とし、利用者の負担が急激に増加しないようにしました。
- ◆ 施設の冷暖房費は、別途徴収を廃止し、施設の使用料に含めた料金としました。
- ◆ 市外の方が利用される場合の料金は、基本使用料の1.5倍の額とします。(観光施設等は除く。)

見直し対象施設

98施設の使用料を見直し、95施設で使用料を改定しました。平均改定率は+8.5%となりました。

減免の規定も見直します

使用料の見直しと合わせて、貸館施設の使用にかかる減免の規定についても、公平性の確保や手続きの明確化を図るため、類似施設間の整合を図り実施します。

ただし、現行の市民無料化施設にあつては、平成27年度中は無料化廃止に伴う移行期間として、現在と同様の利用者負担となるように減免措置を行います。

行財政改革課

☎(25)8013

▼使用料を改定する施設一覧

改定料金の詳細は、各施設や市の所管課でご案内しているほか、市のホームページからご覧いただけます。

分類	施設名称	施設所管課	
公民館等	朽木公民館	社会教育課 ☎ 32-4457	
	安曇川公民館		
	高島公民館		
	マキノ土に学ぶ里研修センター (マキノ公民館)		
	今津北コミュニティセンター (今津公民館)		
	今津西コミュニティセンター		
	今津浜分コミュニティセンター		
	安曇川世代交流センター		
	朽木農研研修センター		
	朽木生涯学習施設「ステーションオアフ」		
	中江藤樹記念館		
	新旭水鳥観察センター		
	観光物産プラザ (新旭公民館)		商工振興課 ☎ 25-8514
	今津東コミュニティセンター		
今津上コミュニティセンター	市民協働課 ☎ 25-8526		
今津宮の森コミュニティセンター			
高島黒谷コミュニティセンター			
働く女性の家			
文化ホール	新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」	長寿介護課 ☎ 25-8029	
	高島市民会館	市民会館 ☎ 22-1764	
	藤樹の里文化芸術会館	文芸会館 ☎ 32-2461	
小中学校 (学校開放利用)	ガリバーホール	市民スポーツ課 ☎ 32-4459	
	体育館、グラウンド		
高齢者福祉施設	マキノ白谷温泉八王子荘	長寿介護課 ☎ 25-8029	
	新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」		
体育施設	マキノグラウンド	市民スポーツ課 ☎ 32-4459	
	マキノ屋内グラウンド		
	今津勤労者体育センター		
	今津北体育館		
	今津上体育館		
	今津北運動広場		
	朽木グラウンド		
	安曇川総合体育館		
	新旭グラウンド		
	新旭体育館		
	新旭武道館		
	安曇川多目的グラウンド		
	今津弘川運動公園		
	今津水泳プール		
	宮の森公園テニスコート		
	横山農村広場		
	今津総合運動公園		
	屋根付き運動場「サンルーフ今津」		
	今津B&G海洋センター		
	今津山村広場		
	高島B&G海洋センター		
新旭森林スポーツ公園			
健康の森梅ノ子運動公園			
市ヶ崎テニスコート	商工振興課 ☎ 25-8514		
高島テニスコート			
観光・レクリエーション施設	マキノ林間スポーツセンター	観光振興課 ☎ 25-8040	
	グリーンパーク思い出の森		
	マキノサニービーチ高木浜		
	マキノサニービーチ知内浜		
	マキノ高原自然体験交流施設		
	赤坂平家族旅行村「ピラデスト今津」		
	朽木新本陣		
	朽木オートキャンプ場		
	ガリバー青少年旅行村		
	新旭風車村公園		
	琵琶湖周航の歌資料館		
	今津ヴォーリス資料館		
	体験交流センターゆめの・加工実習館センパイ		
	マキノ農業公園施設 (ピックランド)		農業政策課 ☎ 25-8511
平良ふれあいセンター	社会教育課 ☎ 32-4457		
青少年自然体験施設「椋川山の学園」			
森林公園くつきの森	森林水産課 ☎ 25-8512		
針畑郷山村都市交流館「山帰来」			
新旭里山交流館「もりっこ」	市民協働課 ☎ 25-8526		
おっきん椋川交流館			
産業系施設	マキノ米穀類処理加工施設	農業政策課 ☎ 25-8511	
	たいさんじ風花の丘	商工振興課 ☎ 25-8514	
	物産会館		

平成27年度 市の組織

高島市を取り巻く環境は厳しく、これらに対応するために、市の組織力の一層の向上が強く求められています。このため、市では、組織の機能的、効率的な運営という観点から、「高島市の将来を見据え今何をすべきか」を自ら考え行動できる自律型職員の育成を目指し、行政組織の見直しを行いました。

問 人事課 ☎ (25) 8525



議 会 議会事務局 ●議事課 ☎ (25)8140

市長部局

政策部

- 企画調整課 ☎ (25)8114
・政策推進室
- 秘書広報課 ☎ (25)8000
- 情報統計課 ☎ (25)8527
- 総合防災局
- 防災課 ☎ (25)8133
- 原子力防災対策室 ☎ (25)8133

環境部

- 環境政策課 ☎ (25)8123
・環境センター対策室
- 環境センター ☎ (24)0031
- 今津環境クリーンセンター ☎ (24)0053
- 衛生センター ☎ (22)2725
- 斎場 ☎ (22)4740

農林水産部

- 農業政策課 ☎ (25)8511
- 農村整備課 ☎ (25)8529
- 森林水産課 ☎ (25)8512

商工観光部

- 商工振興課 ☎ (25)8514
- 観光振興課 ☎ (25)8040

総務部

- 行政課 ☎ (25)8000
- 財政課 ☎ (25)8111
- 財産管理課 ☎ (25)8112
- 人事課 ☎ (25)8525
- 税務課 ☎ (25)8116
- 納税課 ☎ (25)8522
- 行財政改革課 ☎ (25)8013
- 契約検査課 ☎ (25)8501

健康福祉部

- 社会福祉課 ☎ (25)8120
・福祉給付金推進室 ☎ (25)8009
- 障がい福祉課 ☎ (25)8516
- 健康推進課 ☎ (25)8078
- 保険年金課 ☎ (25)8137
・朽木診療所 ☎ (38)2071
- 地域包括支援課 ☎ (25)8150
- 長寿介護課 ☎ (25)8029
- 訪問看護ステーション ☎ (36)8111
- 陽光の里 ☎ (36)1220

土木上下水道部

- 土木課 ☎ (22)2001
・国県事業対策室
- 都市計画課 ☎ (22)0904
- 交通対策課 ☎ (22)0058
- 上下水道課
(水道) ☎ (22)9037
(下水) ☎ (22)9011

市民生活部

- 市民協働課 ☎ (25)8526
- 市民課 ☎ (25)8018
- 生活相談課 ☎ (25)8125
- 人権施策課 ☎ (25)8524
- マキノ支所 ☎ (27)1121
- 今津支所 ☎ (22)2551
- 朽木支所 ☎ (38)2331
- 安曇川支所 ☎ (32)1131
- 高島支所 ☎ (36)1121
- 新旭振興室 ☎ (25)8100

子ども局

- 子育て支援課 ☎ (25)8136
・マキノ東こども園
・マキノ西こども園
・今津東保育園
・朽木こども園
・古賀保育園
・高島こども園
・大師山さくら園
・静里なのはな園
・カンガルー教室
・マキノ児童館
- 子ども家庭相談課 ☎ (25)8517

会計管理者

- 会計課 ☎ (25)8118

消防本部

- 消防総務課 ☎ (22)5401
- 予防課 ☎ (22)5403
- 警防課 ☎ (22)5402
- 通信指令課 ☎ (22)1234
- 北部消防署 ☎ (22)1234
・朽木分遣所 ☎ (38)2100
・マキノ救急分遣所 ☎ (28)0119
- 南部消防署 ☎ (32)1212

教育委員会

教育委員会事務局

教育総務部

- 教育総務課 ☎ (32)1132
- 社会教育課 ☎ (32)4457
・マキノ公民館 ☎ (27)1131
・今津公民館 ☎ (22)2249
・朽木公民館 ☎ (38)2324
・安曇川公民館 ☎ (32)0003
・高島公民館 ☎ (36)0219
・新旭公民館 ☎ (25)8100
・中江藤樹記念館 ☎ (32)0330
- 学校給食課 ☎ (32)1716
・マキノ学校給食センター ☎ (27)0360
・今津学校給食センター ☎ (22)2091
・安曇川学校給食センター ☎ (32)0072
・新旭学校給食センター ☎ (25)7080
- 文化財課 ☎ (32)4467
・マキノ資料館 ☎ (27)1484
・朽木資料館 ☎ (38)2339
・高島歴史民俗資料館 ☎ (36)1553
- 市民スポーツ課 ☎ (32)4459
- 図書館
・マキノ図書館 ☎ (27)0350
・今津図書館 ☎ (22)3827
・安曇川図書館 ☎ (32)4711
・朽木図書サロン ☎ (38)2324
・高島図書室 ☎ (36)2160
・新旭図書室 ☎ (25)2811
- 高島市民会館 ☎ (22)1764
・藤樹の里文化芸術会館 ☎ (32)2461
・ガリバーホール ☎ (36)0219

教育指導部

- 学校教育課 ☎ (32)4471
- 教育相談・課題対応室 ☎ (32)4406
・教育研究所 ☎ (32)4482
・小学校
・中学校
- 青少年課 ☎ (32)4458
・少年センター
・あすくる高島

高島市民病院

☎ (36)0220 (代表)
☎ (36)8077 (外来予約専用)

- 診療部
- 医療技術部
- 看護部
- 地域医療サービス部
・地域医療連携室
・健診室
- 医療安全部
・医療安全推進室
- 事務部
・経営統括課
・病院総務課
・財務課
・医事課

選挙管理委員会

- 事務局 ☎ (25)8000

監査委員

- 事務局 ☎ (25)8000

公平委員会

- 事務局 ☎ (25)8000

農業委員会

- 事務局 ☎ (25)8513

固定資産評価審査委員会

- 事務局 ☎ (25)8000

point 1 企画調整課に政策推進室を設置

地方創生総合戦略や第2次総合計画等の策定により、自律的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、市長の特命事項の実現を図るため、企画調整課に「政策推進室」を設置しました。

point 2 財産管理課を設置

庁舎の整備に加え、老朽化や耐震性のない支所を順次計画的に整備するため「財産管理課」を設置しました。

point 3 行財政改革推進室を行財政改革課に改称

公共施設の再編計画を策定し、より一層の行財政改革を推進するため、行財政改革推進室を「行財政改革課」に改称しました。

point 4 健康推進課に地域保健機能を集中

南・北部健康いきいき応援センターが行っていた地域保健業務を「健康推進課」に集約し、保健事業の企画から実践までを一元的に管理するとともに、事務の効率化を図りました。

point 5 高島市民病院課名を改称

従来の施設管理業務に加えて、他課で行っていた病院運営の企画調整などの業務を一元的に所掌する課として、施設管理課を経営統括課に改称し、機能強化を図ります。また、経営企画課を「財務課」に改称しました。

point 6 教育総務部と教育指導部を設置

教育委員会の多岐にわたる教育課題に対応するため、「教育総務部」と「教育指導部」の2部制を導入し部長を中心とした指導を強化しました。

若者定住促進のための

住宅確保の 支援制度を ご紹介



市では、若者定住を促進するため、新築住宅の取得や住宅リフォームによる定住等の支援制度を整備し、若者が暮らしやすい住まい環境づくりに取り組んでいます。また、定住する若者や子育て世代を応援するため、平成27年度は内容の一部を拡充し、より利用しやすい制度としました。
※下線部分は、今年度拡充した箇所です。

1 定住住宅取得補助事業

- 【対象となる方】**
 ①市内に定住される40歳未満の方
 ②小学校6年生までの子を扶養し、同居する方
- 【対象となる住宅】**
 市内業者が建築または販売する新築住宅（床面積50㎡以上280㎡以下）
- 【補助金の額など】**
固定資産税相当額（限度額5万円/年）を補助、地域通貨アイカで5年間支援
 ※平成26年1月1日以前に新築され、または購入された住宅は、固定資産税相当額の1/2を補助（限度額は同じ）

2 定住住宅リフォーム補助事業

- 【対象となる方】**
 ①市内に転入しようとする方または転入後3年を経過しない方
 ②市内にお住まいの40歳未満の方
 ③市内にお住まいの小学校6年生までの子を扶養し、同居する方
 ※②③は、市内賃貸住宅等の居住者で実家に戻り定住する方または婚姻により実家に定住する方に限ります。
- 【対象となる住宅】**
 上記①は、定住するために購入した中古住宅または所有する住宅
 上記②③は、相続・贈与によって取得する実家
- 【対象となる工事】**
 市内業者が請け負う50万円以上のリフォーム工事
- 【補助金の額など】**
 補助率は最高1/4、限度額は最高50万円で、地域通貨アイカにより5年分割均等払い。
 ※年齢によって補助率が異なります。詳細はお問い合わせください。

3 空き家リフォーム補助事業

- 【対象となる方】**
 ①借手が決まった空き家の所有者
 ②空き家紹介システム登録物件（賃貸）の所有者
- 【対象となる工事】**
 市内業者が請け負う50万円以上のリフォーム工事
- 【補助金の額など】**
 補助率は1/4、限度額は50万円で、地域通貨アイカにより5年分割均等払い。

※年齢は、**1**は新築（建築確認申請日）または購入（売買契約締結日）した時点、**2****3**は申請時点のものです。
 ※適用要件などがありますので、制度の詳細は、お問い合わせください。

高島で
暮らしそう！
若者定住促進
プロジェクト

空き家所有者の皆さんへ

「空き家活用相談会」を開催！

貸したい・売りたい
「空き家」情報を
どしどしお寄せください！！

- 日時** 5月16日（土）10時～12時
 ※予約いただいた方を優先します。
- 場所** 今津会場 ▶ 今津東コミュニティセンター
 新旭会場 ▶ 高島市観光物産プラザ
 安曇川会場 ▶ 安曇川公民館

【お知らせ】
 「空き家リフォーム補助」等をお考えの方は、空き家紹介システムへの物件登録（賃貸）をお勧めします。

企画調整課 ☎(25) 8114

故小島重四郎さん に叙勲



元安曇川町議会議員 故小島重四郎さんの生前の地方自治振興の功績に対し、叙勲の旭日単光章が授与され、滋賀県総務部管理監からご家族に伝達されました。

☎(25) 8000
 閩行政課

新しくなります「上下水道使用水量等のお知らせ」

水道メーターの検針時にお渡ししています「上下水道使用水量等のお知らせ」(検針票)の内容が、5月検針分から変わります。
 水道料金の基本料金は、水道メーターの口径(給水管の呼び径)により変わりますので、口径の確認をお願いします。

- ◆水道メーターボックスの上には、検針の支障となるものを置かないでください。また、外で犬を飼っておられるご家庭では、事故防止のため、しっかりと繋いでおいてください。
 ◆下水道の使用形態や使用人数の変更があるときは、必ず届け出をお願いします。

この部分を追加しています。
 (2、6、8)

1 ご使用水栓の個別番号です。お問い合わせの際は、こちらの番号をお知らせください。

5・6 今回検針による下水道使用水量と下水道使用料を表示します。下水道への流入が水道水のみの場合、水道と同じ水量になります。地下水を使用されている場合は次によります。

- 地下水の計量装置等を設置されている場合、これを検針し、使用水量(汚水量)を表示します。
- 地下水の計量装置を設置されていない場合、2か月当たり一人17㎡に**6**の人数を乗じて得た使用水量(汚水量)を表示します。
- 水道と地下水の併用の場合は、水道と地下水の各使用水量を比較し、いずれか多い方を表示します。

閩上下水道課
 ☎(22) 9011

上下水道使用水量等のお知らせ
(この用紙では、お支払いできません)

お名前 _____ 様

1 水栓番号	メーター番号	2 口径
設置場所 _____		

--- 今回ご使用量のお知らせ ---

ご使用期間	検針日
月 ~ 月分	年 月 日
検針員	
今回指示数	
前回指示数	
メーター取付指針	
メーター取外指針	

--- 今回ご請求予定額 ---

水道料金	使用水量	料金(税込)
年 月 期分		
ご前回使用水量	3	4 振替日・納期限
前年同期使用水量		年 月 日
下水道使用料	使用水量	料金(税込)
年 月 期分		
5 使用量算定人数(地下水利用者)	6	
ご前回使用水量	7	振替日・納期限
前年同期使用水量		年 月 日

地下水をお使いのお客様については、裏面の算定水量をご確認ください。
 高島市上下水道課からののお知らせ

8 口座振替ご利用のお客様へ

水道料金	振替金額	振替日
年 月 期分	円	年 月 日
下水道使用料	振替金額	振替日
年 月 期分	円	年 月 日

上記の金額を口座振替によりお支払いしました。
 ご利用ありがとうございます(裏面もご覧ください)

2 水道メーターの口径を表示しています。(13、20、25、30、40、50、75、100mmがあります)

3 今回の検針による使用水量と水道料金を表示します。

4 水道の前回と前年同期の使用水量を表示します。

7 下水道の前回と前年同期の使用水量を表示します。

8 お支払方法が口座振替の場合、前回分の口座振替結果をお知らせします。口座振替できなかった場合や、納付書払いの方は****と表示します。